

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6の規定により月形町森林整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該月形町森林整備計画書（変更）の案を縦覧に供する。

なお、月形町森林整備計画書（変更）の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、月形町長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和8年2月19日

月形町長 上 坂 隆



記

1 縦覧場所

月形町役場農林建設課

2 縦覧期間

自 令和8年2月19日

至 令和8年3月20日